

令和5年度 景観審議会（第1回景観形成部会）

日時：令和5年9月15日（金）15:00～16:00

場所：佐用町地域福祉センター

第1、第2研修室

令和5年度景観審議会（第1回景観形成部会）において、「佐用町平福地区景観形成重点区域指定候補案について（事前審議）」他2件について審議又は報告を行った。

－会議次第－

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 佐用町平福地区景観形成重点区域指定候補案について（事前審議）
 - (2) 景観遺産の登録候補について（報告）
 - (3) 景観形成重要建造物等の第16次指定候補について（報告）
- 4 その他
- 5 閉 会

－出席者について－

委員定数9名中7名の出席があり定足数に達していることから、部会は成立した。

－議事録署名委員について－

足立委員を指名した。

－議事（要旨）－

- 佐用町平福地区景観形成重点区域指定候補案について（事前審議）
 - ・佐用町平福地区景観形成重点区域指定候補案について事務局より説明

（委員）

重点区域について全体的にはこれでいいと思うが、（資料1-2の）②と⑦の建物は適切に維持管理されておらず、庭に残置物があるなど景観を損なっている。今の景観形成地区の制度では、これをどうこうするのはできないと思うが、こういうケースで地元の住民団体の力を借りてなにかするなど、景観上、建物だけではなくて、庭や残置物などに対して規制することはできないか。

（事務局）

景観条例に基づき、破損・腐食が生じて景観上支障のある建築物の所有者に

対して指導助言等を行う制度がある。また、管理不全状態を解消するため、所有者等が除却、改修する場合、兵庫県まちづくり技術センターの景観形成支援事業を活用し、助成を受けることができる。

今回の②、⑦の建物については、植物が繁茂しているが、前述の制度の破損・腐食という状態ではないため、景観支障建築物にはあたらないと思われる。

今後、重点区域の指定にあたって所有者と話をする機会があるため、重点区域に指定されると、景観形成支援事業の支援メニューとして庭木の剪定費や不適格部分の撤去が助成対象になるので、適正な管理に努めていただくようお願いする。

(委員)

制度のメニューについて、所有者にどう理解してもらうかが重要になると感じる。そのときに誰が所有者と話をするのか、地域に景観まちづくり活動をされている住民の活動団体があるのかといったことが気になる。地区に対する人的なフォロー体制はいかがか。

(事務局)

景観形成地区に指定する以前から平福地区ではまちづくり活動が盛んであり、史跡指定された山城や宿場町のガイド団体などが積極的に活動されている。

ガイドの高齢化による後継者問題などを抱えているが、移住者やNIPPONIAのように外部の民間企業が入ってくる場所が広がれば、新しい人材も増え、そういったところと連携していくことが重要と考える。

(委員)

資料1-3の景観形成地区と重点区域の基準比較のうち、屋根の色彩について、景観形成地区の指定地区全域基準では、「彩度0.5以下又は明度6以下の無彩色とする。」とあり、重点区域全域の基準では、「明度2以上6以下の無彩色とする。」とある。一般に和瓦であっても全くの無彩色というのがほとんどなく、平福地区も同様に彩度0.5程度含まれる。また、漆喰や板張りなどの素材で基準を規定していることから、これまでの基準で十分対応できており、重点区域の基準は必要ないのではないかと考える。

また、資料1-2の景観展望地点から見える景観の写真は既存のガイドラインの写真に比べコントラストが効いていてこの場所の特徴をよく表している。このコントラストの強さは日本では珍しく、色彩的にもクリーム色の壁が多いヨーロッパの町並みに似ている。平福の土壁も非常に大事な要素であると考え、コントラストの効いた写真を活用したPRをお願いしたい。

最後に、平福地区は海との関係が強い地域であると感じた。屋根の上に帆柱のようなものがあったり、金刀比羅神社があったりするほか、屋号で網や船の関係のものが見受けられた。景観そのものとの関係ではないかもしれないが、景観遺産に登録してPRすれば効果が高まるのではないかと考える。

(事務局)

屋根の色彩の件については、改めて澤委員にご意見をうかがいたい。

コントラストについては、今後、PRをしていく際など、写真の使い方等を参考にしたい。

海との関係性については調査不足なので勉強させていただきたい。景観遺産については、景観条例上、景観形成地区内の建築物等を景観遺産に登録することができないが、ストーリー性についてはPRにつながるのを参考にさせていただきたい。

(委員)

海との関係性について補足すると、高瀬舟は平福まで上がってきていない。船が上がってきていたのは佐用町久崎地区までで、その上流は井堰が多くあることから実際の記録がない。文献によっては平福まで高瀬舟が来ていたということが書かれているものもあるが、事実でない。

(委員)

低水護岸について、歴史的にはなかったものなので、景観上、少し気になった。水防のために設けられているものなので必要性は感じるが、歩道面をコンクリートでなく、自然素材とするなど歴史的な仕上げになるような配慮ができないか。

重点区域で設ける基準ではないので今回の話から外れるが、今後の課題ということで考慮してもらいたい。

(事務局)

土蔵や石垣が直接水面に映るのではなく、低水護岸を挟んでいる。安全性や技術的な部分が優先されるが、少しでも景観に配慮できないか関係部署に確認したい。

(委員)

重点基準の建具について、「木製とする。」とあるが、木製のものであっても、様々な色があるため、マンセル値等の定量的基準とするか定性的基準とするかはあるが、何らかの色の基準を設けてもいいのではないか。

川端景観について、建築物の小窓が特徴的だと感じた。基準として明文化することは難しいと思うが、特徴としてそういうものがあると記述してもいいのではないか。

(事務局)

建具の色の件について、今ある景観を守ることに重点を置いて基準を設けているが、数値化の必要性について検討する。

小窓は、景観の印象付けに一役買っているので、今後、ガイドライン等に景観の特徴として記載したい。

(委員)

自販機の色基準について、「当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。」とあるが、白漆喰壁の建物であれば、白の自販機も設置可能になってしまうので、具体的に色の指定をしてもいいのではないか。

(事務局)

指摘について、今後検討する。
(八木委員)
それでは次の議事に移ってよろしいか。

—各委員異議なし—

○景観遺産の登録候補について（報告）
・景観遺産の登録候補について事務局より説明

(委員)
景観形成支援事業の修景助成やアドバイザー派遣については対象外となるのか。

(事務局)
アドバイザー派遣は対象となるが、修景助成は対象外である。

(委員)
古い建物のため耐震性が気になる。

(事務局)
景観遺産は維持管理義務もなく、耐震性まで求めるのは難しい。

(委員)
将来的に残すことを目的に登録するのであれば、どういう方針で建物を残すかのアドバイスのものはあってもいいのではないか。

(事務局)
景観遺産の登録がその第一歩になればと考える。

(委員)
それでは次の議事に移ってよろしいか。

—各委員異議なし—

○景観形成重要建造物等の第16次指定候補について（報告）
・景観形成重要建造物等の第16次指定候補について事務局より説明

(委員)
指定の際、所有者と保存の仕方について協議されるのであれば、たつ乃屋の壁に薄く「船曳倉」と名前が残っており、歴史を感じさせるものであるので、見せないようにしているのであれば、保存計画に明記するなどして残していくのもいいのではないか。

(事務局)
たつ乃屋の壁の文字については、おそらく、「船曳倉庫」とあったものが建

物の一部が除却されて欠けているのではないかと聞いており、今後の調査でそのあたりの経緯も把握できればと考えている。

(委員)

たつ乃屋の醤油蔵の軒裏は、漆喰により、丸みを持った形に塗り込められ、景観形成重点区域内にある建物と類似している部分があり、調査する際に確認してもいいのではないかと。なぜ丸みがあるのか知りたい。

(委員)

作州系の町屋である旧木村家住宅（現NIPPONIA）の軒裏は四角い垂木を塗り込んで見せており、たつ乃屋では母屋は四角で醤油蔵は波打ったような丸みを持った軒裏の仕上げになっている。時代や、担当した左官屋の違いによるものと思われる。ここまで漆喰を塗っているのは新しい時代のものかもしれないし、重点区域内の建物は土壁の中塗り仕上げがベースになっているなど、それぞれの建物の特徴を守っていくことが大事ではないか。

(委員)

今回の議案とはそれるが、建造物に指定された後の助成金の額を知るのに、県のホームページからたどり着けないと聞いたことがある。助成金の担当が兵庫県まちづくり技術センターにあることからだと思われるが、センターのリンクを貼られても助成率や助成額がいくらになるのかわかりづらい。一般の方が制度のことを知りたいときにわかりやすく示すことができたらと思う。

(事務局)

県のホームページはわかりづらい部分があると思う。センターと相談して、使いやすいホームページにしていきたい。

(委員)

参考資料の平福地区景観ガイドラインについて、陣屋代官所の記述の中で、「徳川時代には、1万石以下の小藩の城を陣屋と呼び」とあるが、藩は1万石以上のものを言ったので、誤りでないか。陣屋には4種類あり、ここの陣屋はそのうち旗本陣屋にあたるのではないかと思うのだが、修正が必要ではないか。

(事務局)

陣屋の種類については、持ち帰り検討し、改めて回答することとする。

(委員)

それでは、本日の議事を終了する。

—各委員異議なし—